



報道機関 各位

記者発表資料
平成31年4月26日（金）
問い合わせ先：教職員人事課
課長：澤田
担当：青木、五十嵐
電話：829—1654
内線：4045

教職員の懲戒処分について

さいたま市教育委員会は、地方公務員法の規定に基づき、教職員の懲戒処分を行いましたので、次のとおり公表します。

1 処分内容

- | | | |
|--------------|---|---------------|
| (1) 処分量 | 定 | 懲戒処分（停職 6月） |
| (2) 処分年月日 | | 平成31年4月26日（金） |
| (3) 職名・年齢・性別 | | 教諭・30歳・男性 |
| (4) 学校名等 | | 市立中学校（岩槻区） |
| (5) 発生日 | | 平成31年4月7日（日） |

2 事故の概要

当該教諭は、平成31年4月6日（土）午後8時50分頃から午後11時10分頃まで、さいたま市大宮区大門町の居酒屋で飲酒した。その後、同下町のパーキングに駐車していた自家用自動車内などで約3時間過ごし、翌7日（日）午前2時00分頃、車を運転して自宅に向かった。午前2時10分頃、同北袋町の路上において、呼気1リットルにつき0.15mgのアルコールを身体に保有する状態で検挙された。

なお、当該教諭は、平成31年4月25日付けで道路交通法違反により、罰金30万円の略式命令を受けている。

3 その他

当該教諭からは退職願が提出されており、本日、退職を承認した。